

愛媛労働局発表
平成25年8月28日

[照会先]

【担当】
愛媛労働局 労働基準部 監督課
監督課長 真鍋 俊正
監察監督官 森 憲之
電話 089(935)5203 内線 451・452

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する 無料電話相談の実施等について

1 9月1日（日）に無料電話相談を実施します。

- (1) 厚生労働省では、若者の「使い捨て」が疑われる企業等が社会で大きな問題となっていることを受けて、9月1日（日）に「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」を実施します。

【フリーダイヤル】

なくしましょう ながい残業
0120 — 794 — 713

日時 平成25年9月1日（日） 9：00～17：00

全国8ブロックで電話相談に対応します。

※ 四国ブロックは、香川労働局（高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎3階）内で集中的に対応します。

- (2) 9月2日以降も、愛媛労働局、各労働基準監督署または「総合労働相談コーナー」で労働相談を受け付けています（開庁時間 平日8：30～17：15）。
また、厚生労働省のホームページ内にある「労働基準関係情報メール窓口」でも労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

【労働基準関係情報メール窓口】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki jun/mail_madoguchi.html

2 長時間労働の抑制に向けた、集中的な取組を行います。

(1) 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対し、重点的な監督指導を実施します。

厚生労働省では、本年9月を「過重労働重点監督月間」として、以下のような集中的な取組を行います。

- ① 労働基準監督署利用者等からの苦情や通報等を端緒に、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等を把握し、監督指導を集中的に実施。
- ② 過重労働があり、労働基準関係法令違反の疑いがある企業等に対して、重点的な監督指導を実施。

【重点確認事項】

- 時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- 賃金不払残業（サービス残業）がないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導。
- 長時間労働者については、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導。

(2) 過労死等事案を起こした企業等について、再発防止の取組を徹底させます。

脳・心臓疾患等に係る労災請求が行われた企業等について、法違反が認められれば是正指導するとともに、法違反の是正確認後も、フォローアップのための監督指導を実施することにより、再発防止の取組を徹底します。

(3) 重大・悪質な法違反が確認された企業等については、送検し、公表します。

[添付資料]

- ・ 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談（リーフレット）